2　会員契約の存続にかかる選択の手続と効果

⑴　意向確認手続

会員債権者は、更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までの間であって管財人が指定する日（以下「選択期日」という。）までに、更生会社に対し、管財人指定の様式による退会届出を提出して本ゴルフ場にかかるゴルフ倶楽部（以下「本倶楽部」という。）を退会するか、かかる手続をとらずに会員契約を継続するかの意向を表明するものとする。

⑵　継続会員債権者

上記⑴の意向確認手続において退会届出を提出しなかった継続会員債権者は、金10万円を再預託金として預託し（なお、預託の方法については、前記第３、１⑴記載の通り。）、再預託金（金10万円）を額面額とする会員として取り扱う。なお、一の債権者が複数の預託金債権たる一般更生債権（但し、更生手続開始決定の時点で、更生会社との間の会員契約が存在するものに限る。）を有する場合、債権ごとに、上記⑴の手続において退会届出を提出するか否かについて意向表明することができる。

⑶　退会選択債権者

上記⑴の意向確認手続において退会届出を提出した退会選択債権者は、選択期日の翌日に、本倶楽部の会員たる地位を失う。

⑷　会員権証書の発行

更生会社は、継続会員債権者に対し、再預託金（金10万円）を預託金額とする新たな会員証書を発行する。

⑸　退会手続の中止

更生会社は、会員に関する事務処理のため、選択期日の翌日から、同日より６カ月を経過する日の属する月の末日までの間、継続会員債権者からの退会手続を受理しないものとする。

⑹　その他の事項

ⅰ　会員債権者で、更生手続開始決定後に、更生会社に対して本倶楽部からの退会を申し出た者についても、改めて上記⑴の意向確認手続を行う。この場合、意向確認手続において退会届出を提出しなかった会員については、開始決定後に更生会社に対して行った退会の申し出は撤回したものとみなす。

ⅱ　特別会員、名誉会員等、名目の如何を問わず、預託金債権の存在しない会員権は、更生計画認可決定のときに、本倶楽部の会員たる地位を失う。

ⅲ　上記⑴の意向確認手続において会員契約の継続を希望する者について、更生会社に対する年会費未払債務、ゴルフ会員権ローン保証にかかる求償債務等の未払債務が存在する場合には、当該者は、選択期日までに未払金債務全額を更生会社に支払うものとする。当該期日までに支払がないときは、当該継続を希望する者は選択期日の翌日に会員たる地位を失うものとする。この場合、更生債権たる預託金の弁済については退会選択債権者の例による。

第６　複数の債権を有する場合の措置

一の自然人又は法人たる債権者が、継続会員債権者及び退会選択債権者としての預託金債権たる更生債権を重複して有する場合並びにこれら預託金債権たる更生債権とその他の債権者としての更生債権を重複して有する場合において、更生債権の弁済方法及び会員（会員としての施設利用権）としての取扱いについては、以下の通りとする。

①　更生債権の弁済方法については、当該債権者が有する更生債権の総額に対して上記第２の規定を適用して権利変更を行い、権利変更後の債権額を当該債権者が有する各更生債権ごとに按分で割り付け弁済する。

②　会員としての取扱いについては、それぞれの会員契約ごとに適用するものとする。

第４章　弁済・納付に関するその他の事項

第１節　弁済・納付の場所

本更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。

弁済日が金融機関の非営業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

第２節　放棄・取下債権の取扱い

更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄又は取下げがあったときは、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下後の債権額を基準として適用する。

第３節　債権譲渡等の取扱い

更生債権等の届出期間の満了日である平成22年10月29日の翌日以降に更生債権又は更生担保権の譲渡又は移転（以下「譲渡等」という。）があった場合には、本更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡等前の債権額を基準として適用する。一部譲渡等があった場合、新旧権利者は、譲渡等前の債権額を基準に算定される免除額を、譲渡等後の債権額（但し、開始後の利息・損害金を除く。）に応じて按分負担し、譲渡等後の各弁済額を按分取得する。

第４節　端数処理、弁済充当の順序

第３章の基準による更生担保権者及び更生債権者への弁済額の算出にあたっては、債務免除額につき１円未満の端数は切り捨てる。

また、弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第５節　差引充当処理

更生会社が、更生担保権又は更生債権に対する弁済を行う時に、当該債権者に対し弁済期にある債権（以下「反対債権」という。）を有する場合、更生会社は、更生担保権又は更生債権に対する弁済額から当該反対債権相当額を差し引いた金額を弁済する。

第６節　相続等の取扱い

更生債権等が相続等の包括承継により移転した場合、同債権を包括承継した包括承継人は、相続等の包括承継の事実を証明するに足りる証拠資料を管財人に提出しなければならず、かかる証拠資料が提出されるまでは、更生会社は、更生債権等の弁済を留保することができる。

第５章　未確定更生債権等に対する措置

第１節　未確定更生債権等

第１　未確定更生担保権

未確定の更生担保権は存在しない。

第２　未確定一般更生債権

別表10「未確定更生債権一覧表」記載の一般更生債権（以下「未確定一般更生債権」という。）は、会社更生法151条１項本文に規定する「異議等のある更生債権等」で、債権者から更生債権査定の申立てがなされたため、更生債権の確定手続が終了していないものである。

第２節　未確定更生債権に対する措置

未確定一般更生債権については、更生債権額が確定するまでの間、弁済を行わない。

未確定一般更生債権が確定したときは、確定額について第３章第３節及び第４章の定めを適用する。この適用において、既に弁済期限が到来している場合には、未確定一般更生債権が確定した日から１ヶ月を経過する日までに弁済する。弁済期限到来まで１ヶ月未満の場合も同様とする。